

第 4 号

令和2年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	千円 6,163
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	5,676
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和3年度	5,602

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫